

令和6年第11回
朝霞市農業委員会総会議事録

令和6年11月25日

朝霞市農業委員会

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和6年第11回朝霞市農業委員会総会	
開催日時	令和6年11月25日（月） 午後3時00分から午後3時21分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館5階 大会議室手前	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	令和6年第11回朝霞市農業委員会議事日程	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 委員全員による確認		
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

令和6年第11回朝霞市農業委員会総会

令和6年11月25日(月)

午後3時00分から

午後3時21分まで

朝霞市役所 別館5階 大会議室手前

1 開会

2 議事録署名委員の指名について

10番 高麗 俊一 委員 12番 千田 理恵子 委員

3 提出議案

議案第28号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第29号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について

議案第30号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

4 諸報告

(1) 報告第11号 会長専決について

(2) その他報告

5 協議事項

(1) 次回の農業委員会総会の日程について

6 閉会

出席委員（19人）

会	長	高橋 隆
委	員	橋本 広明
委	員	栗原 昌章
委	員	石原 実
委	員	富岡 勇一
委	員	高野 正芳
委	員	渋谷 昇
委	員	金子 靖彦
委	員	渡邊 忠
委	員	高麗 俊一
委	員	千田 理恵子
委	員	野島 一
委	員	須田 哲也
委	員	蕪木 勝美
委	員	高野 政江
委	員	浅川 秀雄
委	員	秋山 磨弥
委	員	小寺 昌
委	員	高橋 吉久

欠席委員（1人）

委	員	高橋 秀明
---	---	-------

事務局

事	務	局	局	次	長	佐藤 たかみ
事	務	局	専	門	員	山根 浩
事	務	局	主	任		根古谷 哲

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎開会

○事務局・佐藤事務局次長

皆さんこんにちは。定刻になりましたので、これより、令和6年第11回朝霞市農業委員会総会を開催します。

開会にあたり、会長からごあいさつを申し上げます。

会長、お願いいたします。

○高橋会長

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、第11回総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

11月も後半になりまして、恒例の人参のツボ掘りが28日、また、親睦会役員の方々には30日にもち米研ぎ、それから12月1日に農業祭ということになっておりますので、また皆様にお手伝いいただくこととなりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、富岡委員にはもちつきのボイラー等、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日も提出議案が3議案ございますので、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○事務局・佐藤事務局次長

会長、ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事進行を会長、よろしくお願い申し上げます。

○高橋会長

本日の出席委員は20名中19名でございます。

朝霞市農業委員会会議規則第6条により、定数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

初めに、事務局から資料の修正があります。

事務局、説明をお願いいたします。

○根古谷主任

事前に配付した資料につきまして、2点修正がございます。

1点目、議事日程の「第2 議事録署名委員の指名について」ですが、事前にお配りした資料では10番 高麗 俊一委員と11番 高橋 秀明委員となっておりますが、本日、高橋 秀明委員が欠席のため、12番 千田 理恵子委員にお願いしたいと考えております。

また、議案第28号の1の調査・説明委員につきましても高橋 秀明委員から高橋 吉久委員に変更となります。

修正点は以上です。

○高橋会長

それでは、朝霞市農業委員会会議規則第12条第2項により、議事録署名委員を指名いたします。

事務局からご説明がありましたとおり、10番 高麗 俊一委員と12番 千田 理恵子委員のお二人をお願いいたします。

よろしければ、早速、議事に入らせていただきます。議案第28号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根古谷主任

それでは1ページをご覧ください。

議案第28号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

令和6年11月25日提出

番号1

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に上から申し上げます。

大字岡字■■■■■■■■■■、田、畑、562平方メートル

大字岡字■■■■■■■■■■、田、畑、238平方メートル

譲受人、

朝霞市■■■■■■■■■■ ■■■■ ■■■■

譲渡人、

朝霞市■■■■■■■■■■ ■■■■ ■■■■

○高橋会長

議案第28号1番につきまして、高橋 吉久委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○高橋 吉久委員

農地法第3条の規定による許可申請の調査は11月22日に行って来ました。

土地の所在地、地目、面積、申請者の住所・氏名、申請理由などは、事務局の朗読のとおりです。

申請に際しては、農地法第3条第2項各号に、農地の権利移動の制限が定められており、当該規定の制限に申請地並びに譲り受け人が該当するか否かについて申し上げます。

はじめに、農地法第3条第2項第1号に規定されております、農地を取得しようとする者又はその世帯員等が、今回の申請地を取得後にすべての農地を効率的に耕作できると認められるかどうかですが、譲り受け人が現在所有する農地はすべて耕作又は作付に向けて耕されており、問題はないと考えます。

次に、同項第4号に規定されている、譲り受け人又はその世帯員等が取得後において行う、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事することが認められるかどうかですが、譲り受け人は年間のほとんどを農業に従事しており、農業経営状況調査においても、年間150日以上農業に従事していることが確認できます。

また、参考として、譲り受け人の世帯は約116アールの農地を耕作しております。

次に、権利を取得した後の耕作等の事業が周辺の農地利用に影響を及ぼすかどうかですが、作付計画書によると、申請地ではブロッコリーの栽培を行う予定とのことであり、2年目以降に状況を見て栽培する作物を検討するという意向であることから、周辺農地に及ぼす影響はないものと考えます。

なお、通作距離につきましては、900メートル程であり問題ありません。

申請地の位置ですが、2ページをご覧ください。まず、朝霞市博物館を出発して県道に出ます。その後、志木市方面に60メートル程進むと右手にセブンイレブンが見えますので、その手前で右折します。そこから約90メートル進むと、左前方に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第28号1番につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件を許可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第28号1番につきましては、許可とすることに決しました。

議案第28号2番につきまして、小寺 昌委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○小寺委員

農地法第3条の規定による許可申請について、土地の所在地、地目、面積、申請者の住所・氏名、申請理由などは、事務局の朗読のとおりです。

本申請につきましては、事務局から説明がありましたとおり、農地法第3条の審査のほかに、農地所有適格法人の要件を満たすかも審査しなければなりません。

しかしながら、現状では農地所有適格法人の要件を満たしているか判断するのに十分な資料が整っていないため、継続審議とさせていただきたいと考えております。

以上です。

○高橋会長

では、議案第28号2番につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件を小寺委員からの提案どお

り、継続審議とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第28号2番につきましては、継続審議とすることに決しました。

次に、議案第29号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根古谷主任

それでは6ページをご覧ください。

議案第29号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について
令和6年11月25日提出

番号1

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に上から申し上げます。

大字溝沼字■■■■■■■■■■、田、畑、999平方メートル

大字溝沼字■■■■■■■■■■、畑、畑、101平方メートル

大字溝沼字■■■■■■■■■■、田、畑、96平方メートル

大字溝沼字■■■■■■■■■■、水路敷、畑、60平方メートル

申請人

朝霞市■■■■■■■■■■

■■ ■■

転用目的、店舗敷地（ドライブイン）

農地区分、3種

調査説明委員、橋本 広明 委員

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆、以上でございます。

○高橋会長

議案第29号につきまして、橋本 広明委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○橋本委員

農地法第4条の規定による許可申請の調査は11月18日に行って来ました。

土地の所在地、地目、面積、申請者の住所・氏名、転用の目的は、事務局の朗読のとおりです。

申請地の前面道路には水道管及び下水道管が埋設されており、また、申請地から500メートル以内に朝霞第三中学校及び朝霞厚生病院があることから、農地法施行規則第43条第1号に該当し、農地区分は第3種農地にあると判断いたします。

工事計画は、令和7年3月1日から6月25日まで行い、永久転用とのことです。

申請理由でございますが、周辺農地は宅地化が進み、道路に面している農地は申請地のみとなり、耕作できる農地ではなくなってきた中で、近隣の賑わいもあり、事業として成り立つと考えたことから、今回の許可申請に至ったとのことです。

農地法第4条第6項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも適当と判断されます。

目的実現の確実性については、転用に係る費用等は、申請書に添付されております資金調達計画書により確認できます。

計画面積が適当か否かについては、配置図等により、適当な面積が申請されていると考えます。

被害防除が適当か否かにつきましては、対策はしないものの、北側農地の所有者に対し、建設について説明して了解を得ており、また、支障を及ぼした場合は責任を持って対処するとのことから、支障はないと考えます。

申請地の位置ですが、7ページをご覧ください。朝霞台駅南口からサミットストア方面に約300メートル進み、朝霞台駅入口交差点を左折します。350メートル程進み、弁財坂下交差点を渡ると左手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第29号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第29号につきましては、許可相当と決しました。

次に、議案第30号「生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根古谷主任

それでは9ページをご覧ください。

議案第30号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

令和6年11月25日提出

番号1

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に上から申し上げます。

根岸台■■■■■■■■■■、畑、畑、1, 530平方メートル

根岸台■■■■■■■■■■、畑、畑、1, 706平方メートル

根岸台■■■■■■■■■■、畑、畑、809平方メートル

申請人

根岸台■■■■■■■■■■

■■ ■■

買取り申出事由の生じた者

根岸台■■■■■■■■■■

■■ ■■

買取り申出事由 農業の主たる従事者が死亡したため。

買取り申出事由が生じた日 令和6年9月10日

証明を必要とする理由 生産緑地法第10条の規定に基づき買取りの申出をするため。

調査説明委員、渡邊 忠 委員

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆、以上でございます。

○高橋会長

議案第30号につきまして、渡邊 忠委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○渡邊委員

生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願に対する調査は、11月21日に行って来ました。

土地の所在地、地目、面積、申請人及び買取り申出事由の生じた者の住所・氏名、買取り申出事由、買取り申出事由が生じた日、証明を必要とする理由は事務局の朗読のとおりです。

今回の証明事項として、死亡した者が生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者であったかどうかですが、生前、本人は露地野菜を中心に農業経営を行い、世帯の中心的役割を果たしていました。農地に関しても適切に耕作・管理されており、問題ないと思われます。よって、死亡した者が農業の主たる従事者であることについて認められます。

申請地の位置ですが、10ページ、12ページ、14ページに分かれていますので、まずは10ページをご覧ください。東朝霞公民館を出発してウエルシア朝霞根岸台店方面に向かい、70メートル程進んだら細い路地を左折します。そこから約100メートル進んで左折し、15メートル程進むと右手に申請地があります。

次に、12ページをご覧ください。水久保公園の敷地南西部に隣接する土地が申請地です。

最後に、14ページをご覧ください。今ご説明した2件目の申請地から南西に向かい、道なりに100メートル程進んだら右折します。そこから約30メートル進むと右手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第30号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件を生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第30号につきましては、生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明することに決しました。

次に、諸報告を行います。報告第11号については、会長が専決したものでございます。事前に配付しております。

その他の報告についても、事前に配付しております。

次に、協議事項に移ります。次回の農業委員会総会の日程については、12月25日(水)午後3時からです。場所は、市役所別館2階、全員協議会室となります。

本日の日程はすべて終了いたしました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○事務局・佐藤事務局次長

会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和6年第11回農業委員会総会を終了いたします。

以上

顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

10番 高麗 俊一 委員

12番 千田 理恵子 委員

令和6年12月25日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員